

2 優先整備路線の拡幅整備について

(1) 「大和町防災まちづくり計画」における避難道路の考え方

- ・ 消防活動困難区域の解消、避難経路の確保を目的とし、幅員 6 m以上の避難道路を整備する。
- ・ 東西の軸となり、生活基盤、防災上特に重要な避難道路は、優先整備路線として公共主体で先行整備に着手する。

(2) 道路幅員及び線形の考え方

- ① 避難経路の確保及び円滑な消防活動などの防災性の向上や住環境の改善を目的とする。
- ② 現道の線形を踏襲しつつ、交差する道路の特性や地区住民の日常生活に利用されている状況等を考慮する。
- ③ 沿道権利者の生活再建等を踏まえ、防災上に必要とされる幅員とする。
- ④ 道路拡幅による建替えに合わせて、沿道建築物の不燃化の促進を図る。

3 拡幅整備の概要

道路延長	全長 約 8 6 4 m (1号 約 3 9 2 m、2号 約 4 7 2 m)
道路幅員	6 m
整備手法	道路法による道路事業(道路法による道路区域決定した後に、関係権利者と用地交渉を進める。)
権利者数	総沿道権利者数 約 2 6 0 名 (借家人含まず)
事業期間(予定)	2 0 1 9 年度から 2 0 2 6 年度まで
概算事業費	約 2 8 億円 (建物補償費、用地費、整備費)
その他	道路整備の進捗状況や技術動向等を踏まえ、無電柱化を検討する。

4 今後の進め方

当該路線の沿道権利者に対し、拡幅整備に係る区の考え方や道路線形を説明するため、2019年2月中旬に沿道権利者説明会を実施するとともに、オープンハウスや個別訪問等を行い、権利者への周知を図る。

これらを通じて権利者の理解を十分に得た上で、優先整備路線の拡幅整備に着手する。

5 今後の予定

- | | |
|------------|-----------------------|
| 2019年2月中旬～ | 沿道権利者への周知・理解 |
| 2019年度 | 事業説明会
道路法による道路区域決定 |
| 2020年度以降 | 用地買収、道路整備 |